

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月1日
【届出者の氏名又は名称】	ミネベアミツミ株式会社
【届出者の住所又は所在地】	長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋1-9-3
【電話番号】	(03) 3758 6711
【事務連絡者氏名】	取締役 社長執行役員 COO&CFO 東京本部長兼サステナビリティ推進部門長 吉田 勝彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ミネベアミツミ株式会社 (長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73) ミネベアミツミ株式会社 東京本部 (東京都港区東新橋1-9-3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ミネベアミツミ株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注11) 本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。
- (注13) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注14) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法( Securities Act of 1933 ) ( その後の改正を含みます。 ) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」( forward-looking statements ) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月2日付で提出した公開買付届出書（2025年5月14日付、2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付及び2025年7月28日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者が、本公開買付けを取り巻く諸般の状況を総合的に勘案し、日星電気株式会社との間で締結していた本応募契約（日星電気）の内容を変更する覚書を2025年7月31日付で締結したことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年5月2日付の公開買付開始公告（2025年5月22日付、2025年6月4日付、2025年6月17日付、2025年6月27日付、2025年7月10日付、2025年7月16日付及び2025年7月28日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事由が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約（公表時締結）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1【公開買付要項】

#### 3【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びにYAGEO公開買付けについて、2025年7月16日付で公開買付者が公開買付期間を2025年7月28日まで延長し、公開買付期間を合計59営業日とすることを決定した時点から、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年7月28日付で、令13条2項2号口に基づき、公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに際し、対象者の株主との間で、合計3,520,108株（所有割合合計：23.35%）の対象者株式について、対象者の株主が本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。具体的には、2025年4月10日付で、対象者の株主である（ ）日星電気株式会社（以下「日星電気」といいます。）との間で、その所有する対象者株式341,000株（所有割合（注2）：2.26%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日星電気）」といいます。）を、（ ）日星オプト株式会社（以下「日星オプト」といいます。）との間で、その所有する対象者株式100,000株（所有割合：0.66%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日星オプト）」といいます。）を、（ ）日本光電工業株式会社（以下「日本光電工業」といいます。）との間でその所有する対象者株式61,226株（所有割合：0.41%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（日本光電工業）」といいます。）を、（ ）株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼玉りそな銀行」といいます。）との間で、その所有する対象者株式695,640株（所有割合：4.61%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（埼玉りそな銀行）」といいます。）を、（ ）ジェイアンドエス保険サービス株式会社（以下「ジェイアンドエス」といいます。）との間で、その所有する対象者株式213,310株（所有割合：1.41%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ジェイアンドエス）」といいます。）を、（ ）りそなリース株式会社（以下「りそなリース」といい、日星電気、日星オプト、日本光電工業、埼玉りそな銀行、ジェイアンドエスと併せて「本応募合意株主（公表時締結）」といいますが。）との間で、その所有する対象者株式13,310株（所有割合：0.09%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下、本応募契約（日星電気）、本応募契約（日星オプト）、本応募契約（日本光電工業）、本応募契約（埼玉りそな銀行）及び本応募契約（ジェイアンドエス）と併せて「本応募契約（公表時締結）」といいますが。）を締結しております。また、公開買付者は、本取引の公表を行った2025年4月10日以降に、本応募合意株主（公表時締結）以外の対象者株主の一部と協議を行い、複数の個人株主である対象者の創業家一族の一部（北村幸榮氏（所有株式数：232,600株、所有割合：1.54%）及び浅野眞木子氏（所有株式数：167,600株、所有割合：1.11%）を含み、以下「本応募合意株主（4月22日付締結創業家）」といいますが。）（所有株式数合計：536,502株、所有割合合計：3.56%）との間で、2025年4月22日付で、本応募合意株主（4月22日付締結創業家）が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（4月22日付締結創業家）」といいますが。）を締結しております。その後、本応募合意株主（4月22日付締結創業家）以外の複数の個人株主である対象者の創業家一族（以下「本応募合意株主（5月13日付締結創業家）」といい、本応募合意株主（4月22日付締結創業家）と併せて「本応募合意株主（創業家）」といいますが。）なお、各本応募合意株主（5月13日付締結創業家）の所有割合はそれぞれ1%以下です。）（所有株式数合計：160,600株、所有割合合計：1.07%）との間で、2025年5月13日付で、本応募合意株主（5月13日付締結創業家）が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（5月13日付締結創業家）」といい、本応募契約（4月22日付締結創業家）と併せて「本応募契約（創業家）」といいますが。）を締結しております。また、以下、本応募契約（創業家）において本応募合意株主（創業家）が本公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主（創業家）が所有する対象者株式を総称して「本応募株式（創業家）」といいますが。）を締結しております。さらに、公開買付者は、（ ）2025年4月22日付で、対象者の株主である株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）との間で、その所有する対象者株式425,640株（所有割合：2.82%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（三菱UFJ銀行）」といいますが。）を締結し、同年5月1日付で、対象者の株主である（ ）明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との間で、その所有する対象者株式818,000株（所有割合：5.43%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（明治安田生命）」といいますが。）を、（ ）株式会社武蔵野銀行（以下「武蔵野銀行」といい、三菱UFJ銀行及び明治安田生命と併せて「本応募合意株主（開始時締結）」といいますが。）また、本応募合意株主（公表時締結）、本応募合意株主（創業家）及び本応募合意株主（開始時締結）を総称して「本応募合意株主」といいますが。）との間で、その所有する対象者株式154,880株（所

有割合：1.03%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（武蔵野銀行）」といい、本応募契約（三菱UFJ銀行）及び本応募契約（明治安田生命）と併せて「本応募契約（開始時締結）」といいま  
す。また、以下、本応募契約（開始時締結）において本応募合意株主（開始時締結）が本公開買付けに応募するこ  
とを合意している本応募合意株主（開始時締結）が所有する対象者株式を総称して「本応募株式（開始時締結）」  
といたします。）を締結しております（以下、本応募契約（公表時締結）、本応募契約（創業家）及び本応募契約  
（開始時締結）を総称して「本応募契約」といい、本応募株式（公表時締結）、本応募株式（創業家）及び本応募  
株式（開始時締結）を総称して「本応募株式」といいます。）。

<後略>

（訂正後）

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びに  
YAGEO公開買付けについて、2025年7月16日付で公開買付者が公開買付期間を2025年7月28日まで延長し、公開買  
付期間を合計59営業日とすることを決定した時点から、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得  
に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの  
応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年7月28日付で、令13条2項2号口に基づき、公開買付期間  
を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定しておりました。

本公開買付けの成否に影響を与え得るYAGEO公開買付けについては、2025年7月28日付で公開買付者が公開買付  
期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定した時点から、2025年8月1日  
現在まで、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあ  
り、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、現時点におけるYAGEO公開買付けの公開買付  
期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間（60営業日）の末日である2025年7月29日を  
超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本  
公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約  
を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、  
日星電気（以下に定義します。）との間で締結していた本応募契約（日星電気）（以下に定義します。）の内容を  
変更する覚書を2025年7月31日付で締結いたしました。これに伴い、令13条2項2号イに基づき、公開買付期間  
は、2025年8月18日まで延長され、合計73営業日となっております。

公開買付者は、本公開買付けに際し、対象者の株主との間で、合計3,520,108株（所有割合合計：23.35%）の対  
象者株式について、対象者の株主が本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。具体的には、2025年4  
月10日付で、対象者の株主である（ ）日星電気株式会社（以下「日星電気」といいます。）との間で、その所有す  
る対象者株式341,000株（所有割合（注2）：2.26%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下  
「本応募契約（日星電気）」といいます。）を、（ ）日星オプト株式会社（以下「日星オプト」といいます。）と  
の間で、その所有する対象者株式100,000株（所有割合：0.66%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契  
約（以下「本応募契約（日星オプト）」といいます。）を、（ ）日本光電工業株式会社（以下「日本光電工業」と  
いいます。）との間でその所有する対象者株式61,226株（所有割合：0.41%）の全てについて本公開買付けに応募  
する旨の契約（以下「本応募契約（日本光電工業）」といいます。）を、（ ）株式会社埼玉りそな銀行（以下「埼  
玉りそな銀行」といいます。）との間で、その所有する対象者株式695,640株（所有割合：4.61%）の全てにつ  
いて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（埼玉りそな銀行）」といいます。）を、（ ）ジェイ  
アンドエス保険サービス株式会社（以下「ジェイアンドエス」といいます。）との間で、その所有する対象者株式  
213,310株（所有割合：1.41%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（ジェイ  
アンドエス）」といいます。）を、（ ）りそなリース株式会社（以下「りそなリース」といい、日星電気、日星オ  
プト、日本光電工業、埼玉りそな銀行、ジェイアンドエスと併せて「本応募合意株主（公表時締結）」といいま  
す。）との間で、その所有する対象者株式13,310株（所有割合：0.09%）の全てについて本公開買付けに応募す  
る旨の契約（以下、本応募契約（日星電気）、本応募契約（日星オプト）、本応募契約（日本光電工業）、本応募契  
約（埼玉りそな銀行）及び本応募契約（ジェイアンドエス）と併せて「本応募契約（公表時締結）」といいま  
す。また、以下、本応募契約（公表時締結）において本応募合意株主（公表時締結）が本公開買付けに応募するこ  
とを合意している本応募合意株主（公表時締結）が所有する対象者株式を総称して「本応募株式（公表時締結）」と  
いいます。）を締結しております。また、公開買付者は、本取引の公表を行った2025年4月10日以降に、本応募合  
意株主（公表時締結）以外の対象者株主の一部と協議を行い、複数の個人株主である対象者の創業家一族の一部（北  
村幸榮氏（所有株式数：232,600株、所有割合：1.54%）及び浅野眞木子氏（所有株式数：167,600株、所有割合：  
1.11%）を含み、以下「本応募合意株主（4月22日付締結創業家）」といいます。）（所有株式数合計：536,502  
株、所有割合合計：3.56%）との間で、2025年4月22日付で、本応募合意株主（4月22日付締結創業家）が所有す  
る対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（4月22日付締結創業家）」と  
いいます。）を締結しております。その後、本応募合意株主（4月22日付締結創業家）以外の複数の個人株主であ  
る対象者の創業家一族（以下「本応募合意株主（5月13日付締結創業家）」といい、本応募合意株主（4月22日付

締結創業家)と併せて「本応募合意株主(創業家)」といたします。なお、各本応募合意株主(5月13日付締結創業家)の所有割合はそれぞれ1%以下です。)(所有株式数合計:160,600株、所有割合合計:1.07%)との間で、2025年5月13日付で、本応募合意株主(5月13日付締結創業家)が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(5月13日付締結創業家)」といい、本応募契約(4月22日付締結創業家)と併せて「本応募契約(創業家)」といたします。また、以下、本応募契約(創業家)において本応募合意株主(創業家)が本公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主(創業家)が所有する対象者株式を総称して「本応募株式(創業家)」といたします。))を締結しております。さらに、公開買付者は、( )2025年4月22日付で、対象者の株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。))との間で、その所有する対象者株式425,640株(所有割合:2.82%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(三菱UFJ銀行)」といたします。))を締結し、同年5月1日付で、対象者の株主である( )明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」といいます。))との間で、その所有する対象者株式818,000株(所有割合:5.43%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(明治安田生命)」といたします。))を、( )株式会社武蔵野銀行(以下「武蔵野銀行」といい、三菱UFJ銀行及び明治安田生命と併せて「本応募合意株主(開始時締結)」といたします。また、本応募合意株主(公表時締結)、本応募合意株主(創業家)及び本応募合意株主(開始時締結)を総称して「本応募合意株主」といいます。))との間で、その所有する対象者株式154,880株(所有割合:1.03%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(武蔵野銀行)」といい、本応募契約(三菱UFJ銀行)及び本応募契約(明治安田生命)と併せて「本応募契約(開始時締結)」といたします。また、以下、本応募契約(開始時締結)において本応募合意株主(開始時締結)が本公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主(開始時締結)が所有する対象者株式を総称して「本応募株式(開始時締結)」といたします。))を締結しております(以下、本応募契約(公表時締結)、本応募契約(創業家)及び本応募契約(開始時締結)を総称して「本応募契約」といい、本応募株式(公表時締結)、本応募株式(創業家)及び本応募株式(開始時締結)を総称して「本応募株式」といいます。))。

その後、公開買付者は、上記のとおり本公開買付けを取り巻く諸般の状況を総合的に勘案し、日星電気との間で締結していた本応募契約(日星電気)の終了事由を変更する覚書を2025年7月31日付で締結いたしました。当該変更内容の詳細は、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(公表時締結)」をご参照ください。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針  
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びにYAGE0公開買付けについて、2025年7月16日付で公開買付者が公開買付期間を2025年7月28日まで延長し、公開買付期間を合計59営業日とすることを決定した時点から、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年7月28日付で、令13条2項2号口に基づき、公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し、並びにYAGE0公開買付けについて、2025年7月16日付で公開買付者が公開買付期間を2025年7月28日まで延長し、公開買付期間を合計59営業日とすることを決定した時点から、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあること等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年7月28日付で、令13条2項2号口に基づき、公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定しておりました。

本公開買付けの成否に影響を与え得るYAGE0公開買付けについては、2025年7月28日付で公開買付者が公開買付期間を2025年8月1日まで延長し、公開買付期間を合計63営業日とすることを決定した時点から、2025年8月1日現在まで、対象者株式の取得にあたり外為法上必要となる承認の取得に関して引き続き進展が見られない状況にあり、その成否が依然として不透明な状況が続いております。他方で、現時点におけるYAGE0公開買付けの公開買付期間は、本公開買付けの公開買付期間として任意に延長できる期間(60営業日)の末日である2025年7月29日を超えて延長されており、このような状況下において、公開買付者が本取引の実現を引き続き目指すためには、既に本公開買付けに賛同し、公開買付者との間で自ら所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結している対象者株主から引き続き賛同いただけることを確認することに意義があると考え、公開買付者は、日星電気との間で締結していた本応募契約(日星電気)の内容を変更する覚書を2025年7月31日付で締結いたしました。これに伴い、令13条2項2号イに基づき、公開買付期間は、2025年8月18日まで延長され、合計73営業日となっております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を63営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年8月1日までの期間は77営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年8月1日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を73営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年8月18日までの期間は87営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年8月18日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約（公表時締結）

(訂正前)

<前略>

e) 本応募契約（公表時締結）においては、( ) 契約終了事由として、( ) 本公開買付けが開始された後に撤回された場合、( ) 本公開買付けが不成立となった場合、( ) 本応募合意株主（公表時締結）及び公開買付者が本応募契約（公表時締結）を終了させる旨を書面で合意した場合、並びに( ) 以下の( ) に基づいて本応募契約（公表時締結）が解除された場合が規定されており、また、( ) 本公開買付けの開始前における契約解除事由として、( ) 相手方について、本応募契約（公表時締結）に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合、又は本応募契約（公表時締結）上の義務の重大な違反があり、書面による催告にもかかわらず当該違反が是正されない場合、( ) 本公開買付けが、契約当事者の責に帰すべからざる事由により、本応募契約（ジェイアンドエス）を除く本応募契約（公表時締結）については2025年7月23日までに、本応募契約（ジェイアンドエス）については2025年5月23日までに開始されない場合（なお、かかる本公開買付けの開始日に関して、公開買付者は、2025年5月1日付で、当初の2025年4月23日とする定めを、ジェイアンドエスを除く本応募合意株主（公表時締結）との間では、2025年7月23日へと、ジェイアンドエスとの間では、2025年5月23日へと変更する旨の覚書を締結しております。）、並びに( ) 相手方について、倒産手続又は私的整理が開始され又はその申立てがなされた場合が規定されています（なお、公開買付者は、埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間で、( ) の契約解除事由として、( ) 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回され、その旨が公表された場合であって、かつ、公開買付者以外の第三者によって提案、公表又は開始された対象者株式に対する公開買付けその他の本公開買付けと実質的に抵触する取引に賛同その他これに類する意見を表明する旨の決議が行われ、その旨が公表された場合を加える旨の覚書を締結しております。）。

<後略>

(訂正後)

<前略>

e)本応募契約(公表時締結)においては、( )契約終了事由として、( )本公開買付けが開始された後に撤回された場合、( )本公開買付けが不成立となった場合(なお、かかる契約終了事由に関して、公開買付者は、2025年7月31日付で、日星電気との間で、本公開買付けが不成立となった後に公開買付者により本公開買付けと実質的に同一の公開買付け(以下「後続公開買付け」といいます。))が実務上可能な限り速やかに開始されることが公開買付者の説明、本公開買付けに関連する客観的状況その他の事由により合理的に見込まれる場合を除くものとし、その場合には、本公開買付けを後続公開買付けに置き換えたいえ、本応募契約(公表時締結)が適用されるものとするとの内容へ変更する旨の覚書を締結しております。)、( )本応募合意株主(公表時締結)及び公開買付者が本応募契約(公表時締結)を終了させる旨を書面で合意した場合、並びに( )以下の( )に基づいて本応募契約(公表時締結)が解除された場合が規定されており、また、( )本公開買付けの開始前における契約解除事由として、( )相手方について、本応募契約(公表時締結)に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合、又は本応募契約(公表時締結)上の義務の重大な違反があり、書面による催告にもかかわらず当該違反が是正されない場合、( )本公開買付けが、契約当事者の責に帰すべからざる事由により、本応募契約(ジェイアンドエス)を除く本応募契約(公表時締結)については2025年7月23日までに、本応募契約(ジェイアンドエス)については2025年5月23日までに開始されない場合(なお、かかる本公開買付けの開始日に関して、公開買付者は、2025年5月1日付で、当初の2025年4月23日とする定めを、ジェイアンドエスを除く本応募合意株主(公表時締結)との間では、2025年7月23日へと、ジェイアンドエスとの間では、2025年5月23日へと変更する旨の覚書を締結しております。)、並びに( )相手方について、倒産手続又は私的整理が開始され又はその申立てがなされた場合が規定されています(なお、公開買付者は、埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間で、( )の契約解除事由として、( )対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回され、その旨が公表された場合であって、かつ、公開買付者以外の第三者によって提案、公表又は開始された対象者株式に対する公開買付けその他の本公開買付けと実質的に抵触する取引に賛同その他これに類する意見を表明する旨の決議が行われ、その旨が公表された場合を加える旨の覚書を締結しております。))。

<後略>

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)買付け等の期間

届出当初の期間

(訂正前)

2025年5月2日(金曜日)から2025年8月1日(金曜日)まで(63営業日)

(訂正後)

2025年5月2日(金曜日)から2025年8月18日(月曜日)まで(73営業日)

#### 10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年8月8日(金曜日)

(訂正後)

2025年8月25日(月曜日)

### 公開買付届出書の添付書類

(1)2025年5月2日付公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年8月1日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。